

札幌市開発許可等審査基準 新旧対照表（第79条、第81条関連）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(ガソリンスタンド等)</p> <p>第79条 令第29条の7第1号に規定する「適切な位置に設けられる給油所」とは、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>※1・※2 省略</p> <p>※3 本市市街化調整区域には、令第29条の7第1号に規定する「休憩所」を設けるための「適切な位置」は存しない。</p> <p>※4 省略</p> <p>(法第34条第14号の基準)</p> <p>第81条 法34条第14号に規定する「開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為」は、以下に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 四車線以上の国道、道道、市道等の沿道で、現在及び将来の土地利用上支障がないと市長が認めて予め指定した区域内に建築する次のいずれかに該当する施設であること。</p> <p>① 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第4条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法（平成17年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送事業に該当するものを除く。）の用に供される施設及び倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫</p> <p>② 札幌市市街化調整区域における工場・物流施設立地認定要綱（令和3年5月13日経済観光局長決裁）第5条に基づく対象施設の認定を受けた施設</p> <p>※1・※2 省略</p> <p>(13)～(22) 省略</p>	<p>(ガソリンスタンド等)</p> <p>第79条 令第29条の8第1号に規定する「適切な位置に設けられる給油所」とは、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>※1・※2 省略</p> <p>※3 本市市街化調整区域には、令第29条の8第1号に規定する「休憩所」を設けるための「適切な位置」は存しない。</p> <p>※4 省略</p> <p>(法第34条第14号の基準)</p> <p>第81条 法34条第14号に規定する「開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為」は、以下に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 四車線以上の国道、道道、市道等の沿道で、現在及び将来の土地利用上支障がないと市長が認めて予め指定した区域内に建築する次のいずれかに該当する施設であること。</p> <p>① 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第4条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法（平成17年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送事業に該当するものを除く。）の用に供される施設又は倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫</p> <p>② 札幌市市街化調整区域における工場・物流施設立地認定要綱（令和3年5月13日経済観光局長決裁）第5条に基づく対象施設の認定を受けた施設</p> <p>※1・※2 省略</p> <p>(13)～(22) 省略</p> <p><u>(23) 墓地を利用する者のための宿泊施設を建築する場合で、申請の内容が次のいずれにも該当すること。</u></p> <p><u>① 申請者は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項に基づき、宿泊施設の立地を予定する墓地の経営許可を得た法人であること。</u></p> <p><u>② 予定建築物は、札幌市市街化調整区域における墓地に設置する宿泊施設認定要綱（令</u></p>	<p>誤りの訂正</p> <p>誤りの訂正</p> <p>誤りの訂正</p> <p>誤りの訂正</p> <p>基準新設</p>

<p>(23) 予定建築物等が前各号の基準の一に該当する予定建築物等以外で、建築又は建設することが特にやむを得ないと認められるもの</p>	<p><u>和5年1月30日健康安全担当局長決裁）第4条に基づく対象施設の認定を受けた旅館、ホテル、簡易宿所であること。</u></p> <p><u>③ 建築地は墓地の区域内とし、環境の保全や周辺の土地利用状況等を総合的に勘案し、立地することについて支障がないものであること。</u></p> <p><u>④ 施設の利用者は、主として墓地を利用する者とし、施設の規模は目的等を勘案して過大でないこと。</u></p> <p>(24) 予定建築物等が前各号の基準の一に該当する予定建築物等以外で、建築又は建設することが特にやむを得ないと認められるもの</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行日)</u> <u>この審査基準は令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>番号繰り下げ</p>
---	---	---------------